

赤穂市西有年地区及び福浦地区の産業廃棄物最終処分場の
設置に反対する意見書

赤穂市内においては現在、西有年字大山峠南3011番119外における株式会社東洋開発工業所による埋立容量302万^m、福浦3818番地外においては、兵庫奥栄建設株式会社による埋立容量204万^mの二つの大規模な産業廃棄物最終処分場（管理型）の設置計画があります。

近年の想定を超えた地震・暴風雨などの自然災害や人的要因等により、一旦不測の事態が生じた際には、西有年地区の予定地は、清流千種川の支流である梨ヶ原川の流域にあり、計画施設の浸出水が梨ヶ原川を経て安室川から千種川、そして播磨灘に流れ出すことなどが予測されます。清流千種川から取水する命の水・水道水は、赤穂市民はもとより、相生市民、家島町に住む姫路市民も利用しており強い不安を抱えています。また、千種川から利水する農業をはじめ、千種川河口海域における漁業などにとっても千種川の水質は貴重な財産であり、赤穂市全域の市民及び農業、漁業をはじめとする全ての産業の関係者にとって生命線なのです。本市では、令和2年12月14日に、市民に安全安心かつ良質な水道水を供給し、市民の生命と健康を守ることを目的として「赤穂市水道水源保護条例」を制定しています。

福浦地区の予定地は、瀬戸内海国立公園である海域に面した所にあるため、浸出水が海域に流れ出すことなども容易に予測され、直接的に赤穂市及び備前市の漁業や両市民生活に大きな影響と風評被害による打撃を受けることも懸念されます。

また、両設置予定地の産業廃棄物からの大気汚染も懸念されるところです。

観光産業においては、自然の豊かな恵みを受ける水稲・野菜・果物などの農産物、ブランド化した牡蠣や新鮮な海産物などは、観光資源の「食」であり、「赤穂温泉」における魅力の一つでもあります。また、赤穂市が持つ二つの日本遺産『「日本第一」の塩を産したまち播州赤穂』と『荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落』坂越は、「兵庫の地域遺産」にも掲載されており、歴史的な「忠臣蔵のふるさと・播州赤穂」と合わせた観光産業への大打撃も予想されます。

私たちは、この自然豊かな恵みを子々孫々まで残す責務があり、平成27年12月10日には、「産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言」を決議し、本市議会は、産業廃棄物最終処分場（管理型）設置計画に断固反対・阻止することを強く決意しているところでもあります。

よって、兵庫県におかれましては、本設置計画に許可を与えることのないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

兵庫県赤穂市議会
議長 山田昌弘

兵庫県知事 あて